

7 輸 国 第 4686号

関税割当公表第66号

令和8年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当て
について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、とうもろこし（関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第3条に規定するところにより飼料用に供するものを含むものとし、関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定の適用を受けるもの及びコーンスターチの製造に使用するものを除く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和8年3月11日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1005.90号に規定するもののうち、コーンスターチの製造に使用するもの以外のもの）

2 用途

(1) 単体飼料用（丸粒）

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用

- (3) コーンフレーク用
- (4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用
- (5) その他用

3 割当数量 別途公表

4 通関期限 令和9年3月31日

第2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第14に規定する違反等事項該当者に当たらない者であつて、次の1から5までのいずれかの要件に該当する者

1 単体飼料用（丸粒）

次の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する者であつて、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が適当であると認める者

(1) 割当てを受けたとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料として自ら使用する畜産経営者（当該とうもろこし（単体飼料用（丸粒））を複数の畜産経営者が共同で設置した自家配合用の飼料製造施設に直接運送する場合にあつては、当該施設がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料用に供する場所として適当であることについて税関長の確認を受けている者に限る。以下同じ。）

(2) 割当てを受けたとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料として畜産経営者に直接販売する者（畜産経営者が直接又は委託により引取りを行う場合に限る。）

2 エチルアルコール及び蒸留酒用

国税庁長官が交付する「とうもろこし関税割当申請限度内示書（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（様式編）の制定について（法令解釈通達）（平成17年8月25日課酒1-66ほか1課共同）に定める様式により、国税庁長官に交付申請を行い、交付されたもの。以下「内示書」という。）」の交付を受けた者

3 コーンフレーク用

関税割当申請書を提出する日において、割当てを受けたとうもろこしを使

用してコーンフレークを製造する設備を有する者であって、皮と胚芽を取り去ったとうもろこしの殻粒を使用するコーンフレーク製造業者

4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用

関税割当申請書を提出する日において、割当てを受けたとうもろこしを使用してコーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーを製造する設備を有する者であって、製品をコーンスターチ用に使用又は販売することがない者

5 その他用

次に掲げる者（輸入商社を除く。）

(1) 粒飼用

粉碎その他の加工をしておらず、他の物品を加えていないとうもろこしを輸入し、家きん以外の鳥類の飼料用に供するために販売する飼料販売業者又はこれらの者を構成員とする団体

(2) 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、割当てを受けたとうもろこしを使用して菓子を製造する設備を有する者であって、菓子の原料として使用することが確実であると認められる者

第3 割当基準

1 単体飼料用（丸粒）

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された使用実績数量又は販売実績数量、使用計画数量又は販売計画数量（畜産経営者ごとの購入希望数量の合計）等を勘案して定めるものとする。

2 エチルアルコール及び蒸留酒用

申請者に対する割当数量は、内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量とする。

3 コーンフレーク用

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書

類に記載された令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間における使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された次の(1)から(3)までに掲げる事項等を勘案して定めるものとする。

(1) 関税割当申請書を提出する日における製造能力

(2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量

(3) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間における使用（又は製造販売）計画数量等

5 その他用

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は販売）実績数量、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間における使用（又は販売）計画数量等を勘案して定めるものとする。

第4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課（以下「受付・交付担当課」という。）

1 単体飼料用（丸粒）及びその他用（粒飼用）

農林水産省畜産局飼料課

2 エチルアルコール及び蒸留酒用

農林水産省輸出・国際局国際経済課

(1) 関税割当証明書は、原則として、第2の要件に該当する者（委任を受けた者を含む。以下同じ。）が直接手渡しにより受領するものとする。

ただし、遠隔地等のやむを得ない理由により、郵送による受領を希望する者への関税割当証明書の交付は、宛先を記入した返信用のレターパック

プラス（赤色・600円のもの）（以下「赤色レターパック」という。）のみ（赤色レターパック以外の書留郵便その他の送付方法不可）により行うものとし、第7に応じて、それぞれ次のとおりとする。

ア 第7の1の場合にあつては、農林水産省共通申請サービスサイトの申請画面を開き、「9. 証明書交付時の受領方法」の「郵送」を選択の上、赤色レターパックを速やかに郵送する。

イ 第7の2のうち、

(ア) (1)の場合にあつては、赤色レターパックを持参する。

(イ) (2)の場合にあつては、赤色レターパックを同封する。

ウ 第7の3の場合にあつては、件名の最後に【郵送受領希望】と明記し、赤色レターパックを速やかに郵送する。

(2) (1)のア、イ又はウの赤色レターパックの宛先には、原則として、関税割当申請書及び関税割当証明書に記載の住所（以下「当事者住所」という。）を記入するものとする。

ただし、当事者住所以外の宛先を希望する特段の事情がある場合は、当事者住所及び当事者住所以外の宛先の関連性について、受付・交付担当課へ事前に連絡の上、宛先ごとに赤色レターパックを用意するものとする。

(3) 赤色レターパックの保管用シールの追跡番号は控え、当該シールは剥がさず持参又は郵送するものとする。

3 コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用（菓子用）

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

(1) 単体飼料用（丸粒）

次に掲げる期間とする。

ただし、次のイからカまでに掲げる期間については、それ以前の期間に

行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書（裏面）に残存数量がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

ア 令和8年4月1日（水）から同月9日（木）まで（必着）

イ 令和8年6月1日（月）から同月3日（水）まで（必着）

ウ 令和8年8月3日（月）から同月5日（水）まで（必着）

エ 令和8年10月1日（木）から同月5日（月）まで（必着）

オ 令和8年12月1日（火）から同月3日（木）まで（必着）

カ 令和9年2月1日（月）から同月3日（水）まで（必着）

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用

内示書の交付の日から起算して14日以内

(3) コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用

次に掲げる期間とする。

ただし、次のイからエまでに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書（裏面）に残存数量がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

ア 令和8年4月1日（水）から同月9日（木）まで（必着）

イ 令和8年7月9日（木）から同月13日（月）まで（必着）

ウ 令和8年10月1日（木）から同月9日（金）まで（必着）

エ 令和9年1月14日（木）から同月18日（月）まで（必着）

2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ちこむ場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第6 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う方法による提出（以下「eMAFFによる提出」という。）の場合は不要。

2 関税割当申請書に添付すべき書類(共通)

本公表に基づく関税割当申請により第1の2の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書(別記様式1)（申請者が団体の場合にあつては、割当対象物品を使用する構成員の誓約書を含み、申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する者の場合にあつては、当該畜産経営者の誓約書を含む。）

3 関税割当申請書に添付すべき書類（用途別）

次に掲げる書類のうち、(1)のア、イ及びクの(ウ)、(3)のエの(カ)、(4)のエの(カ)並びに(5)のエについて、令和7年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は住民票の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、受付・交付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

(1) 単体飼料用（丸粒）

ア 申請者が法人又は団体にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの)又は住民票

イ 申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合、アに加えて、当該販売先が法人又は団体にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの)又は住民票

ウ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間におけるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の使用実績数量又は販売実績数量及び在庫数量を記載した書類（別記様式2）

エ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式3）

オ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間におけるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の使用計画数量又は販売計画数量を記載した書類（別記様式4）

カ 単体飼料用丸粒とうもろこしの用途証明取扱要領の制定について（平成13年3月31日付け13生畜第1442号）に基づき、申請者が自己の負担において、自ら又は第三者委託によるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を適正に引渡し及び運送したことの証明を行う旨の誓約書（申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合にあっては、当該畜産経営者の誓約書を含む。）

キ 次に掲げる書類（申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合にあっては、当該畜産経営者の書類）

ただし、令和7年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の(ア)から(エ)までの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(ア) 施設配置図

(イ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(ウ) 加工工程見取図

(エ) 原料タンク及び主要機械の概要（別記様式5）

ク 申請者又はオにおける別記様式4のとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の販売先畜産経営者が、割当てを受けたとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第3条第2項に規定する共同利用施設に運送する場合（複数の畜産経営者が共同で設置した自家配合用の飼料製造施設に直接運送する場合を含む。）にあっては、次に掲げる書類

ただし、令和7年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の(ア)、(イ)及び(エ)の書類

の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(ア) 当該施設の名称及び所在地を記載した書類

(イ) 当該施設を設置した者の名称及び所在地を記載した書類

(ウ) 当該施設を設置した者の登記事項証明書及び規約及び構成員名簿の写し（個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））

(エ) 当該施設が税関長の確認を受けている旨の書類

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用

内示書

ただし、電子メールによる提出等のやむを得ない理由により、関税割当申請書の提出時に内示書の原本の添付が困難な場合は、その写しを添付するものとし、その原本は、関税割当証明書の交付の日から起算して30日以内に提出するものとする。

(3) コーンフレーク用

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式6及び7）

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式8）

ウ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式9及び10）

エ 次に掲げる書類

ただし、令和7年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の(ア)から(オ)までの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

- (イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）
 - (ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
 - (エ) 工場工程見取図
 - (オ) 主要機械の機能別表（別記様式14）
 - (カ) 申請者が法人又は団体にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）
- (4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用
- ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式6及び7）
 - イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式8）
 - ウ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式9及び10）
- エ 次に掲げる書類
- ただし、令和7年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の(ア)から(オ)までの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。
- (ア) 工場名及びその所在地を記載した書類
 - (イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）
 - (ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
 - (エ) 工場工程見取図
 - (オ) 主要機械の機能別表、製品の用途別収量、粗脂肪含有量別生産収率（別記様式11、12及び13）
 - (カ) 申請者が法人又は団体にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるも

ので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの)

(5) その他用

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用(粒飼用にあつては、販売。以下同じ。)実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類(別記様式6及び7)

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類(別記様式8)

ウ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類(別記様式9及び10)

エ 申請者が法人又は団体にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの)又は住民票

オ 次に掲げる書類(第1の2の(5)のその他用のうち菓子用に係るものに限る。)

ただし、令和7年度における関税割当実績を有する者であつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の(ア)から(カ)までの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図(縮尺:千分の一)

(ウ) 製品名

(エ) 工場工程見取図

(オ) 製造機械配置図(縮尺:百分の一)

(カ) 主要機械の機能別表(別記様式14)

第7 関税割当申請書等の提出方法

次の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

ただし、2の場合は、関税割当申請書その他添付書類、関税割当証明書の有

効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ1通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等の関税割当てを受けた者の責によらない理由により、貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、次の2及び3のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和6年3月1日付け5輸国第4383号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

1 eMAFFによる提出

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

【単体飼料用（丸粒）、その他用（粒飼用）】

農林水産省畜産局飼料課 関税割当担当者宛

【エチルアルコール及び蒸留酒用】

農林水産省輸出・国際局国際経済課 関税割当担当者宛

【コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用（菓子用）】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 関税割当担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

（宛先）

【単体飼料用（丸粒）、その他用（粒飼用）】

kanzeiwariate-siryo@maff.go.jp

【エチルアルコール及び蒸溜酒用】

kanwari_kokusai01@maff.go.jp

【コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用（菓子用）】

seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類（eMAFFによる提出の場合は不要）本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に掲げる書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式15）を提出するものとする。

ただし、第6に掲げる書類（2及び3の(1)の力を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第10 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

(1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部

がなくなったとき。

- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

(1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式17)

(2) 1の(2)に該当する場合であって関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「証明書再交付申請理由書」(記載要領別記様式第1)

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続を行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第11 報告等

1 次の(1)及び(2)の書類の提出方法は、第7の1又は2のいずれかに準ずるものとする。

(1) 第1の2の(1)の割当てを受けた者は、とうもろこし(単体飼料用(丸粒))の月別の使用実績又は販売実績報告書(別記様式16)を翌月の20日

までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。

(2) 第1の2の(3)、(4)及び(5)のその他用のうち菓子用の割当てを受けた者は、それぞれの用途ごとにとうもろこしの使用実績及び製品の生産・販売(消費)実績等を令和9年4月10日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。

2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。)をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 割当てを受けた者の氏名等の公表

1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第6に掲げる書類に含まれる個人情報、1の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき適正に管理し、第6に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

第13 用途外使用等の制限

1 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用(若しくは販売)し、その他の用途には使用(若しくは販売)しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用(若しくは販売)し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用(若しくは販売)するため譲渡(以下「用途外使用等」という。)し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用(若しくは販売)する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡(申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。)しようとするときは、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

2 1の事前相談後に、税関へ用途外使用等に係る承認申請を行い、税関長の承認を受けたときは、申請者に交付された「用途外使用等承認申請書」(T-

1140) の承認書用の写しを添えて、受付・交付担当課へ速やかに報告するものとする。

第14 関税割当証明書 の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第15 その他

- 1 農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 2 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載

することにより行うものとする。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)